

青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（案）

新	条	文
（屋外広告業に関する帳簿）		
第二十一条 略		
2 略		
3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて前項の帳簿への記載に代えることができる。	3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シードイー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて前項の帳簿への記載に代えることができる。	3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁
4 第二項の帳簿（前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。次項において同じ。）は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。	4 第二項の帳簿（前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。次項において同じ。）は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。	4 第二項の帳簿（前項の規定により記録が行われた同項のファイル又
5 略		